

令和6年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年3月19日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後4時20分

(午後1時30分 開議)

議長(今井 清君) 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほどよろしく願いいたします。

これから本日3月19日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第4号～日程第31 議案第33号

議長(今井 清君) 日程第1 議案第4号 立科町Lake Office女神湖の設置及び管理に関する条例制定についてから、日程第31 議案第33号 立科町道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び予算特別委員会に付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。今井健児総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 今井 健児君 登壇〉

4番(今井健児君) 4番、今井健児です。それでは、総務経済常任委員会審査報告をいたします。

1、付託案件。

付託案件につきましては、2、審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和6年3月6日に付託された標記案件を審査するため、3月12日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

(1) 議案第4号 立科町Lake Office女神湖の設置及び管理に関する条例制定について。

この条例は、Lake Office女神湖の管理・運営に必要な事項を定めた条例で、将来を見据え、指定管理者による管理も可能とする規定としている旨の説明を受けました。

施設の規模や管理の状況など、指定管理者に管理を行わせるほどの施設ではないとの意見が出され、委員から指定管理者による管理に関する条項を削除する修正案が提出されました。採決を行った結果、修正案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第5号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について。

附属機関として設置される立科町奨学生選考委員会の組織について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第7号 立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

地方自治法の改正による条ずれによる対応をするものであり、引用する内容について変更はないとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第8号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。税率改定に伴う影響世帯について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(6) 議案第34号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第16号 令和5年度立科町一般会計補正予算(第10号)について。

第1条歳入歳出予算の補正中、歳出について主なものは、【2款】総務費のうち、1項総務管理費1目一般管理費の一般管理経費では、職員の時間外勤務手当と寒冷地手当の増額内容について、3目財産管理費の基金管理経費では、追加交付となった普通交付税の一部を令和6年度及び令和7年度における臨時財政対策債の元利償還金の財源として減債基金に積み立てるものと説明を受けました。8目情報化推進費の電算管理経費では、プリンターの修繕回数の増による修繕料の増額について、9目ふるさと寄附金事業費のふるさと寄附金事業経費では、入札差金による委託料の減額、実績による補助金の減額について説明を受けました。7項コミュニティ費1目コミュニティ施設管理運営費の権現の湯事業経費では、国の補助による電気料軽減策に伴う光熱水費の減額との説明を受けました。

【5款】農林水産業費のうち、1項農業費3目農業振興費の農業振興経費では、果樹凍霜害支援補助金、飼料価格高騰支援補助金の交付状況等について、5目都市農村交流費の道の駅管理経費では、改修中の都市農村交流施設の家具の製作設置工事及び備品購入費について、8目多面的機能支払費の多面的機能支払経費では、長寿命化交付金の県の配分による減額であり、町全体の取組組織の増減はない旨の説明を受けました。

【6款】商工費のうち、1項商工費2目商工振興費の商工振興経費では、利子補給金の実績による減額、3目地域交通対策費の地域交通対策経費では、たてしな定額タクシーチケット販売事業の利用増による負担金の増額、2項観光費3目観光施設費の観光施設管理経費と4目蓼科牧場費の牧場管理経費の機械借上料の機械種類、リース料の機械種類と減額理由について、それぞれ説明を受けました。

【11款】公債費1項公債費1目元金の借入金元金償還経費では、繰上償還のための経費との説明を受けました。

【1款】議会費、【8款】消防費、【12款】予備費、歳入を含め、原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第20号 令和5年度立科町索道事業特別会計補正予算(第2号)について

て。

第2表、繰越明許費補正の事業内容と歳出のうち、【1款】索道事業費1項索道事業費1目リフト事業費の負担金では、町民シーズン券の差額負担の内容の説明を受け、全会一致で可決しました。

(9) 議案第32号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について。

スキー場整備事業について、2つのスキー場のリフトの安全性の確保とスキー場の魅力を高め、地域の経済効果を上げるためのリフトの更新として追加した事業費及び辺地対策事業債の予定額等は最大額を想定しているとのこと、他の施設の更新等も含めて財政上の試算を行っており、事業費及び整備方法等については今後検討していく旨等の説明を受けました。

委員会審査では、追加した事業費のうち、スキー場整備事業について、現段階においては、スキー場の在り方及びスキー場設備への投資の在り方について、町民の意見を聞く等の慎重な検討を望む意見が出され、委員会からリフト更新に係る部分の文章の削除と、事業費及び辺地対策事業債の予定額を削除する修正案が提出されました。採決を行った結果、修正案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。（「議長、抜けています、一つ。議案6号を（ ）ません」の声あり）

議長（今井 清君） 議案6号を言わんやった。（「6号を抜かしました」の声あり）

委員長、6号、じゃ、言ってください。

4番（今井健児君） 失礼しました。ご指摘ありがとうございます。

(3) 議案第6号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

次ページをおめくりください。別紙1（修正案）を申し上げます。

議案第4号 立科町Lake Office女神湖の設置及び管理に関する条例制定についてに対する修正案です。

議案第4号 立科町Lake Office女神湖の設置及び管理に関する条例制定についての一部を次のとおり修正する。

(1) 第11条を削る。

次に、(2) 第12条を第11条、第13条を第12条、第14条を第13条へ順次繰り上げます。

次に、別紙2（修正案）を申し上げます。

議案第32号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計

画の変更についての修正案を申し上げます。

議案第32号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について修正案を次のとおり修正する。

総合整備計画の中にあります総合整備計画書の中の2ページ、スキー場整備事業中段、こちらの「両スキー場とも建設から30年以上経過したリフトが多数あり、老朽化が顕著になっています。リフトの安全運行の確保や増嵩するリフト整備費抑制、観光地としての魅力向上に資するため、リフトの撤去・更新を行います。また、」までを「スキー場を運営していく上で必要な施設整備は、安全性や魅力の向上に資することから、」に改め、一番最後の行になります「集客力の向上を図り」の前に「安全運行の確保と」を加える。

次に、(2)3、公共的施設の整備計画の一部を次のように改める。

計画書4ページになります、3、公共的施設の整備計画、こちらの中のスキー場整備事業、事業費であります、53億4,120万円から2億9,120万円に、右に移ります、財源内容の中の一般財源、53億4,120万円から2億9,120万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額、53億4,120万円から2億9,120万円に、合計であります、事業費の合計、57億6,820万円から7億1,820万円に、財源内容の合計ですが、56億9,160万円から6億4,160万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額の合計ですが、56億9,160万円から6億4,160万円に変更をするよう改めるものであります。

議長（今井 清君） これから、委員長報告に対する質疑及び修正案に対する質疑を行います。

まず、修正案を除く委員長報告に対して、質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。

次に、議案第4号 立科町Lake Office女神湖の設置及び管理に関する条例制定についての修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。委員長にお尋ねいたします。

委員会での審議の中で、本日報告があります施設の規模や管理の状況など、指定管理者に管理を行わせるほどの施設ではないという意見が出されたということですが、この指定管理者に管理を行わせるほどの施設というのはどういう、委員会で発言がありましたか、質問いたします。

議長（今井 清君） 今井健児総務経済委員長。

4番（今井健児君） それでは、榎本議員の質問にお答えをさせていただきます。

ただいま報告にもありましたLake Office女神湖、こちらの質疑の内容ですが、指定管理者に管理を行わせるほどの施設ではない、こちらにつきましての質疑ですが、委員会の中においては、まず施設、こちらの人員がまず要らないこと、一つ、あとは規模、予約管理システムがあること、まず、大きくはこの3つかとあって

おります。

また、質疑の中では、委員それぞれの様々な質疑があったわけですが、まずは町側が進めていくということも踏まえた意見、また、修正案に出されております指定管理者、こちらにそもそも移行するものが入っている必要はないと、そういう観点からも、そういった質疑が行われたかというふうに認識しております。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。

次に、議案第32号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についての修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、芝間教男社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） 5番、芝間教男です。それでは、社会文教建設常任委員会、審査の報告をいたします。

1、付託案件については、2の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和6年3月6日に付託された標記案件を審査するため、3月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第9号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

立科町高齢者福祉計画・介護保険事業計画による令和6年から令和8年度までの保険料段階の設定は、介護保険法施行令の改正によるものであり、基準となる保険料月額及び適用される保険料率についての説明、さらに介護給付費準備基金の取崩しについては、流動的なものであるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第10号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

改正内容は、省令に基づくものであり、身体的拘束等の内容及び対象となる事業所が町内に3事業所あるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第11号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

対象となるサービス事業は、町内で1事業所との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

議案第12号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防

支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について。

指定居宅サービス事業者等との連携による実施状況の把握について、テレビ電話装置等を活用しながら行うことができる等の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第13号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

書面掲示の見直し内容について、重要事項をインターネット上で情報が閲覧できるようウェブサイトに掲載する等の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第14号 立科町給水条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第15号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部を改正する条例制定について。

現在の有資格者数等の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第16号 令和5年度立科町一般会計補正予算(第10号)について。

歳出について主なものは、【2款】総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費では、戸籍の附票システムに振り仮名を記載するためのシステム改修費に伴う増額補正との説明を受けました。

【3款】民生費のうち、1項社会福祉費5目臨時特別支援事業費では、長野県価格高騰特別対策支援金事業について、対象見込者数の減少に伴う減額補正、また、支給対象者への周知方法についての説明を受け、2項児童福祉費2目子育て支援費では、出生数の実績見込みに伴う出産祝い金等の減額補正、3項高齢者福祉費2目高齢者福祉事業費では、事業実績見込みによる減額補正との説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費4目環境衛生費では、猫の繁殖制限手術費補助金の増額補正に係る積算基礎の説明を受け、2項清掃費1目ごみ処理費では、塵芥収集車の入札結果に係る状況の説明を受けました。

【7款】土木費のうち、2項道路橋梁費1目道路維持費では、道路凍結が多かったことによる凍結防止剤購入費の増額補正との説明を受けました。

【9款】教育費のうち、1項教育総務費2目事務局費では、蓼科高校通学バス運行補助金について、運行委託費の増加、定期収入の減少による増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第17号 令和5年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。

予算総額では、保険給付費等の実績見込みに伴う減額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第18号 令和5年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第19号 令和5年度立科町介護保険特別会計補正予算(第3号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第21号 令和5年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(13) 議案第22号 令和5年度立科町水道事業会計補正予算(第4号)について。

歳出について、【4款】資本的支出のうち、1項建設改良費2目配水施設改良費では、古和清水導水管布設替及び水管橋架設工事の増工内容等の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(14) 議案第23号 令和5年度立科町下水道事業会計補正予算(第2号)について。

歳出について、【2款】下水道事業費のうち、1項営業費用1目管渠費では、茂田井特定環境保全公共下水道地区で管路延長工事がなかったための減額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(15) 議案第33号 立科町町道路線の認定について。

原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告をします。

議長(今井 清君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
9番、村田桂子君。

9番(村田桂子君) 議案第13号について質問をいたします。

この議案は、介護予防支援者、いわゆるケアマネの対象とする人数を、従来の35人から44人まで拡大する条例案です。このことについては、低い介護報酬の下で一生懸命やっているわけなんです、労働強化にならないのかどうかということについて、委員会ではどのような議論をされたんでしょうか。

議長(今井 清君) 芝間教男社会文教建設常任委員長。

5番(芝間教男君) しばらくお待ちください。

議長(今井 清君) ここで暫時休憩とします。

(午後2時05分 休憩)

(午後2時07分 再開)

議長（今井 清君） 引き続き会議を開きます。

5 番（芝間教男君） お答えします。

ただいま調べましたところ、その件について、特段、質疑等はございませんでした。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

これで質疑を終了します。

次に、今井健児予算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈4 番 今井 健児君 登壇〉

4 番（今井健児君） 4 番、今井健児です。それでは、立科町議会予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

1、付託案件。

付託案件については、2、審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和6年3月3月5日付で付託された標記案件を審査するため、3月13日及び3月14日に予算特別委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第24号 令和6年度立科町一般会計予算について。

【3款】民生費2項児童福祉費では、子ども家庭センターの開設に伴い、保健師等の相談窓口を一層充実させて町民に寄り添うとの説明を受けました。

【5款】農林水産業費1項農業費では、有害鳥獣おりわな遠隔操作自動捕獲システム導入や落花生焙煎機を購入するとの説明を受けました。

【6款】商工費1項商工費では、物価高騰対策として町民1人当たり3,000円分の商品券の配布、2項観光費、蓼科クロスカントリーコース改修工事は、800メートルコースの新設、芝による緑地化や側溝新設による雨水対策も含めた整備を行うとの説明を受けました。

【7款】土木費4項住宅費では、空き家等解体に対して新たに補助金を新設、町営住宅の建設は11棟程度の戸建て住宅で検討しているとの説明を受け、その他の歳出、歳入を含め原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第25号 令和6年度立科町国民健康保険特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第26号 令和6年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について。

保険料軽減対象人数、広域連合負担金等についての説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

（4）議案第27号 令和6年度立科町介護保険特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

（5）議案第28号 令和6年度立科町索道事業特別会計予算について。

人工降雪設備の整備内容、圧雪車購入の必要性等についての説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第29号 令和6年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について。原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第30号 令和6年度立科町水道事業会計予算について。原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第31号 令和6年度立科町下水道事業会計予算について。原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長（今井 清君） ここで暫時休憩とします。

(午後2時13分 休憩)

(午後2時14分 再開)

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 議案第4号 立科町Lake Office女神湖の設置及び管理に関する条例制定についての討論を行います。

本案については、総務経済常任委員会から修正案が提出されています。

初めに、原案に賛成者の発言を許します。原案に賛成の討論はありますか。10番、榎本真弓君。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。議案第4号 立科町Lake Office女神湖の設置及び管理に関する条例制定について、原案に全て賛成の立場で討論します。

この条例は、女神湖湖畔にある女神湖センター内にあるワークスペースの管理運営についての条例制定です。条例では、施設の目的、開館時間及び休館日、使用の許可及び不許可、使用の取消し、使用料の金額及び減免を明記し、指定管理者による管理による場合は、町長が必要と認めるときは、管理を行わせることができる条例となっています。担当課の説明では、基本的に町直営で管理をしていくと答弁があり、今後の鋭意努力を期待するものです。

立科町は、自治法第2条第14項、最小の経費で最大の効果を上げるという行財政改革に取り組み、担当課においては、事務事業の見直しなど、積極的な経費削減を図り、行財政運営の健全化を進めているものと思います。

その中で、Lake Office女神湖は観光地に位置するため、単なる管理で

終わらず、使用料として収入を上げる目的も備わっています。スピード感を持って対応することが求められる現在、人的負担の軽減、効率的な管理運営、利用者の使用料増を目指すためにはどうあるべきかなど、月日の経過とともに適切な判断を行わなければならない施設と考えます。

指定管理者制度を活用できる条文は、将来の社会情勢を読み取り、管理に努めることをしっかり判断したものと理解をしております。よって原案に対し、賛成討論いたします。

議長（今井 清君） 8番、森澤文王君、登壇の上、願います。（「賛成はやらないの」「賛成討論だけでいいです」「交互じゃなくていいんですか」の声あり）

〈8番 森澤 文王君 登壇〉

8番（森澤文王君） それでは、8番、森澤文王、議案第4号 立科町Lake Office 女神湖の設置及び管理に関する条例制定について、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案は、ワーケーションによる観光振興及び企業誘致を目的として造られた施設、Lake Office 女神湖についての条例制定です。

今回、修正案として、指定管理ができるという記載のある第11条を削除修正するものということですが、できないことをできるようにするのであれば、委員会の修正案も理解がしやすいのですが、確定でもない「できる」の条文をわざわざ削除するというのは、私としては理解に苦しむところで、施設管理系の条例の定型文なのではないかと考えています。

重大な瑕疵が条例にあるならまだしも、今回の修正は運営の在り方を問うていて、その在り方にありように寄せるためにも受け止められます。考え方のよしあしは議員各位にあると思いますが、例えば、絶対料金徴収をすべきと考える施設の条例に対して、使用額の免除の条文を削除するというのもできてしまう。条例の中の弾力性としての「できる」を削除するというのは、私としては賛同いたしかねます。よって、原案に賛成とさせていただきます。

議長（今井 清君） ほかに原案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで原案に賛成の討論を終わります。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はございますか。7番、村松浩喜君。

〈7番 村松 浩喜君 登壇〉

7番（村松浩喜君） 私は、本定例会に上程された議案第4号 立科町Lake Office 女神湖の設置及び管理に関する条例制定についてに対する修正案に賛成の立場で討論します。

この施設については、私が昨年4月に議員の職に就いたときには既に、改修工事が進められている状態でした。したがって、今ある施設を有効に使うために、このたび上程された原案の内容は適当であるかという観点から意見を述べたいと思います。

原案の第11条は、指定管理者に施設の管理を行わせることができることと、その場合の取決めについて定めた条文です。この施設の規模やサービス内容、観光施策との連携などから判断すると、果たして、指定管理者をあらかじめ想定すべきなのかという疑問が生じます。

以下、私の考察を2つにまとめます。

1つ目は、予約の受付や利用料の収納はオンライン上で完結し、利用者に直接相対してサービスを提供するという業務はほとんど発生しないということ。主な業務内容は、備品の管理や使用後の清掃などだけです。それほど広い場所でもありませんので、指定管理者に任せなくても、役場職員が行うか業務委託で十分なのではないでしょうか。

2つ目は、この施設を高原観光の拠点の一つとして積極的に活用することが、観光振興の面からも効果があると思われること。臨機応変に、町の観光施策や観光協会の事業と連携するためには、契約内容や申合せ事項にとらわれる指定管理施設としないほうがよいのではないのでしょうか。

以上の考察から、この施設は、初めから指定管理を視野に入れるのではなく、町の直接運営が望ましいと判断しました。しばらく運用してみて、指定管理施設にすることが適当だと判断するべきときが来たら、指定管理についての条文を追加すればよいと思います。

したがって、本定例会に上程された議案第4号の条例原案から、指定管理について定めた第11条を削除し、第12条以下を順次繰り上げる修正案に賛成いたします。

議長（今井 清君） ほかに修正案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。

本案に対する委員長の報告は修正可決です。この採決は起立によって行います。

まず、委員会の修正案について採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。起立多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席してください。起立多数です。したがって、議案第4号 立科町Lake Office女神湖の設置及び管理に関する条例制定についての修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第5号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第5 議案第8号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてまでの討論を行います。討論はありませんか。9番、村田桂子君。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） 議案第8号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

賛成しますが、さらなる改善策も求めるものです。

この条例は、国民健康保険税の課税において、従来の応能割のうち、資産税割を令和9年度までになくし、所得割だけにしようとするもので、資産税割が6.84%引き下がるのと引き換えに、所得割は11.46%と、従来より1.28%重くなり、増税の加入者が国保加入者全体の6割、620世帯超えに及び、年間平均約5,000円の増税になると試算をされています。

資産割は、土地・家屋など資産を持つ人にとってみれば、固定資産税を徴収された上に、国保や介護でも再び課税されているといった面があり、資産税割をなくすことについては道理があると考えますが、その一方、資産のない人にとっては、単に所得割が増えるということになります。なんと、加入者の6割が増税になり、そのうちの4割が全く資産を持たない世帯で、計算すると約240世帯近くが増税だけになります。何らかの緩和策が必要ではないでしょうか。

国保税が健保などに比べて重い大きな原因は、均等割、平等割といった課税の在り方に問題があります。特に子供が多いほど重くなる均等割は、ペナルティーの感さえあります。健保のように、所得にのみ課税される方式になれば、随分と軽くなります。求められる総額を確保することは必要ですが、国の負担割合を増やし、均等割などの応益割をなくす方向に、国も県も町も努力されるよう求めて、賛成討論といたします。

議長（今井 清君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第2 議案第5号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第6号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第7号 立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第8号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第34号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第10 議案第12号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてまでの討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで議案第34号から議案第12号までの討論を終わります。

これから、日程第6 議案第34号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第9号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第10号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第11号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第12号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等

を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第13号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。9番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） 議案第13号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、反対の討論を行います。

この条例は、介護予防の事業を行うに当たっての人員や運営についての基準を定める条例について改定をするものです。

新たに、身体的拘束を行う場合についての理由を記録する義務を負わせること、電磁的記録についての文言の整理、運営についての重要事項をウェブサイトへ掲載する義務の規定、テレビ電話での面接も面会にする規定など新しい概念も追加されています。

私の反対の理由は、介護予防支援者、いわゆるケアマネの対応する人数を従来の35人から44人にまで拡大するという規定についてです。この人数についても、介護の利用者は一人を一人として計算していますが、介護予防などは3人の利用者を一人としてカウントしていますから、実数は相当多くの利用者のケアプランを立ててもよいこととなります。

要介護対象者であっても、あるいは要介護予防対象者であっても、相談に応ずる時間に3倍ほどの違いはありませんが、それを介護予防者のケアプラン作成の基準を従来の2人で一人の規定を3人に一人とカウントして、しかもその数を35人から44人にまで増やしても合法、違反にならないということになると、ケアマネさんにとっては、過重労働を一層招きかねないことが懸念されます。この措置は、ケアマネなどの人員不足を規制緩和によってごまかす改定といえます。

この改定により、一層労働強化が進み、離職へとつながらないか懸念されます。介護など福祉の現場で働く労働者の賃金は、全産業の平均値より9万円も低いことが知

られています。そのほとんどが女性です。必要なことは、ケアマネを含む介護従事者の待遇改善を抜本的に進めることによる人員確保です。規制緩和でごまかすことではありません。このことを指摘して反対討論といたします。

議長（今井 清君） ほかに反対討論はございますか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで議案第13号についての討論を終わります。

これから、日程第11 議案第13号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第13号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第14号 立科町給水条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第23 議案第25号 令和6年度立科町国民健康保険特別会計予算についてまでの討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第12 議案第14号 立科町給水条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第15号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第16号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第17号 令和5年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第18号 令和5年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第19号 令和5年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されま

した。

次に、日程第18 議案第20号 令和5年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第19 議案第21号 令和5年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第20 議案第22号 令和5年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第23号 令和5年度立科町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第22 議案第24号 令和6年度立科町一般会計予算についてを採決します。（発言の声あり）さっきやりました。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 議案第25号 令和6年度立科町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第24 議案第26号 令和6年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

初めに、議案に反対の発言を許します。反対討論はありますか。9番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） 議案第26号 令和6年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は県の事業に一本化され、町としては保険料の賦課納付が仕事となっています。2年ごとの料金の改定が行われ、とうとう最高税率は66万円から80万円に引き上げられました。激変緩和として、令和6年度は最高額が73万円ですが、令和7年度は80万円に引き上げられます。所得約725万円以上の7人が対象と予測されています。

今回は、均等割も3,458円アップし、年額で4万4,365円になり、しかも所得割率も1.02%アップで、加入者の平均で、これまでの6万3,000円余から——これは年間です、7万1,000円余に8,425円も増税となります。年金が引き下がり、引き落としの税金が増額し、手取り年金が減少すれば、この物価高の中で後期高齢者の暮らしが脅かされることは明らかです。

私の反対の理由は、最も病気にかかりやすい75歳以上の高齢者だけを抜き出したの保険制度という形態そのものを差別医療と考えるからです。以前のように、全世帯で一括しての保険制度でよいはずですが、しかも、2年ごとの料金改定で、天井知らずに上がり続けています。制度そのものをなくすべきと考えます。高齢者いじめの保険制度です。よって、反対します。

議長（今井 清君） ほかに反対討論はございますか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで議案第26号についての討論を終わります。

これから、本案について採決をします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第26号 令和6年度立科町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第25 議案第27号 令和6年度立科町介護保険特別会計予算についてから、日程第29 議案第31号 令和6年度立科町下水道事業会計予算についてまでの討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで議案第27号から議案第31号までの討論を終わります。

これから、日程第25 議案第27号 令和6年度立科町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第26 議案第28号 令和6年度立科町索道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第27 議案第29号 令和6年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第28 議案第30号 令和6年度立科町水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第29 議案第31号 令和6年度立科町下水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第30 議案第32号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についての討論を行います。

本案については、総務経済常任委員会から修正案が提出されています。

初めに、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。10番、榎本真弓君、登壇の上、願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。議案第32号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について、原案に全て賛成の立場で討論します。

蓼科・中尾辺地は辺地度点数190点とすこぶる高く、辺地の公共施設の整備については、財政運営上で有利な辺地対策事業施設を財源にすることが可能となります。

辺地総合整備計画は、あらかじめ県と協議を行った上で、議会の議決を経て、県經由で総務大臣へ提出されます。その後、国と県とで起債予定額を協議し、国の起債同意が取れた後、県と協議し、地方債として辺地対策事業債の発行が可能となります。

事業実施までには、さらに時間がかかります。辺地債が活用できることは財政的に大変有利なことであり、特にスキー場整備は、投資効果が緊急性の観点から、今、最も必要な財源ではないでしょうか。

辺地対策事業債は、ほかの地方債と比較して充当率100%であり、元利償還金の80%に相当する額が普通交付税へ算入されます。辺地対策事業債の整備計画は、おおむね3年から5年、5年で終わらなければ、また次の計画で立てることになります。

まずは、財源確保を行うべきであり、その後に議論を深めるべきと考えます。財源がなければ議論することもできなくなります。

索道事業は、昨シーズン、原因不明の搬器が破損する事故が起きたばかりです。立科町基幹産業である観光産業を下支えしている町営スキー場の安全安心な運営を担保するためにも、今回の計画変更は重要であると考えます。整備している従業員も真剣に取り組んでいるが、大変不安であると聞いております。計画の変更を先送りして、安全安心を誰が担保できるのでしょうか、誰が保障できるのでしょうか。

町は、観光客を安全に迎え入れるために、施設整備調査の報告に基づき、事業方針を含め議論するとの説明です。安全運行を求めるならば、なおのこと財源の確保が重要なことは明らかであります。

そして、本日、修正案を見ました。その中には、「スキー場を運営していく上で必要な施設整備は、安全性や魅力の向上に資することから、」に改め、「集客力の向上を図り」の前に「安全運行の確保と」加えてあります。であるならば、本来、辺地対策事業債で計画をしている本事業の総合整備計画書の財源を何としても町は取ってくるべきではないでしょうか。

県の財政負担もあります。その中に、これから協議をしていくわけですので、町がそのときに出した財源を全て取れる保証はありません。であるならば、一番最大限の予算を立て、それを確保するものに持っていくのが本来の考え方ではないでしょうか。少なくとも見積もって、その財源の中で追われるだけではもう既に報告書の中にはありません。調査報告をした中にも大きな額が出ております。

町営スキー場の施設整備を含む辺地総合整備計画の変更は喫緊の課題と私は皆様に訴えます。そして、その整備計画の変更を認めていただきたく、議員各位は本当に賢明な判断をするべきではないでしょうか。

以上、適切な計画の変更と理解をし、原案に賛成といたします。

議長（今井 清君） ほかに賛成討論はございますか。8番、森澤文王君。

〈8番 森澤 文王君 登壇〉

8番（森澤文王君） 8番、森澤文王でございます。議案第32号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について、原案に賛成の立場で討論をいたします。

この討論に当たり、まず初めに、私の考えの流れを申し上げます。

令和4年4月、立科町は過疎地域に指定されました。このことにより、立科町は有利な起債である過疎債が使えることとなり、私としましては、中央公民館の建替えや小中一貫校の建設など、今まではやりたくてもできなかった事業に充てる財源ができたという胸をなで下ろしたところでした。

令和5年2月、2 in 1 スキー場にてリフトの破損による乗客の落下事故が発生しました。このとき、「ああ、終わった」と私は思いました。老朽化による破損ならばリフトを全部更新しなければならない。しかし、それは何十億円かかるか分からない。もはや大規模な公共事業など、財政上無理であると考えたわけです。

その後の全数検査で、ほかのリフトには問題がなかったことから、営業を続けることができている状態ですが、令和5年度事業の索道施設整備調査により、索道施設の架け替えを早急に検討することが求められ、過疎債よりさらに有利な起債である辺地債が使えるようにするため、辺地計画に新たな事業計画の文書と事業費がのって上程されました。

しかし、その金額は53億円という立科町の一般会計予算1年分とほぼ同じ金額だったため、今後、立科町で過疎債などを活用すれば可能と考えられる大きな事業の規模が変わってくる。そのため、本定例会の質疑において、私は確認の意味で、「町長のリーダーシップのある発言が必要であるが、いかがか」という質問をしました。

ここから考え方になるんですけども、リフトの破損事故が起きた。全数検査をして運行は可能となった。しかし、全体の状況を把握する必要が出たため、施設整備調査を実施した。結果、早急な検討が求められる状態であり、莫大な予算が必要であると報告された。ここで、行政としては、次の事故を防ぐためにリフトの更新を視野に入れなければならないようになった。しかし、財源がない。スキー場を指定管理に出したことから辺地債が使えるようになってきている。辺地計画の変更をして財源を確保しよう。詳細な計画はそれからだと。

ということで、今回は財源確保のための打診であると考えております。そして、質疑の際に、私の質疑で誤解されている方もいらっしゃると思うんですが、町長のリーダーシップがある発言がならないと、私が言いたかったのは、予算化するときまでというところが一番で、こんな大型計画を国・県がどのように処理されるかはさっぱり分かりません。

ただ、スキー場の安全のためという意味を含んでいる財源の確保について待ったをかけるということは、どうしてもやるなら、しっかり説明をして、町の単独費用、単独予算でやってください。あるいは、スキー場にお金をかける理由ありますか、続けるんですかという意味も含んでいきます。

来年度はいよいよ令和7年度から10年間の基本構想をまとめる第6次立科町振興計画をつくるわけです。この流れの中で、町民の皆さんのご意見を伺いながら、立科町

の未来を考える、未来をみんなで考える、そういう1年がこれからやってくると考えた場合、本案は原案のまま認めて、令和6年度の実りある議論を生む一つの確定要素とするのがよいと考えます。

以上、原案に賛成の討論といたします。

議長（今井 清君） ほかに原案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで原案に賛成の討論を終わります。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。反対討論はございますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。賛成討論はございますか。9番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） それでは、議案第32号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について、原案に反対し、委員会の修正案に賛成討論を行います。

修正案の骨子は、令和5年から7年度までの3年間の公共的施設の整備計画のうち、スキー場整備計画に53億4,120万円を盛り込む計画を修正して、当面の整備費2億9,120万円に修正するもので、委員の一人として賛成をいたします。

修正案の提出理由は、整備費の計画が業者から示されたことを機会に、スキー場の是非を含め、全町民的な議論をしっかりと展開して、町の財政力に見合ったあるべきスキー場運営の基本を町民参加により練り上げた後、計画策定をすべきというものです。

総務経済常任委員会では、以下の点を問題にしました。

まず1、業者からの報告そのままの計画と金額を盛り込んだことです。2月13日に議会全員協議会に資料として提出されたスキー場の施設整備に係る調査の報告書では、国際スキー場と2in1スキー場の早急に索道施設の架け替えを検討することが必要であるとしています。いずれも建設より30年から40年が経過し、経年劣化のために事故が頻発し、全面的な更新、見直しが必要として、53億円から為替レートの変動によっては90億円かかるという提示をされました。当然、業者からの報告を基に、町として今後のスキー場運営をどうするのか、どこをどのように整備するのかの議論、検討をした後に計画提案されるものと考えておりましたが、全く議論されることなく、計画案にそのまま盛り込まれたことは大問題と考えました。

2点目、計画では既に5年度は終わり、6、7年度と2年間残すのみですが、毎年度25億円を整備する計画との説明もありました。町の年間予算とほぼ同額をスキー場

の整備計画として計上することは現実的ではありません。

3点目、このところ暖冬が続き、雪不足でスキー場経営が厳しい状況が続いています。スキー場の利用客も年間約10万人で、10年前に比べ半分程度に推移しています。僅か1月から3月ほどの3か月間の冬場のスキー場に、町の財政規模に匹敵する税金をつぎ込んでよいのか、真剣な議論が必要です。グリーンシーズン利用をもっと充実させる必要も指摘されています。

2つのスキー場を今後も維持し続けるのか、設備更新の規模はどのようなか、所管でもある総務経済常任委員会では、業者からの報告書を基に詳細な研究をするプロジェクトも始動します。

町長も議会もこの件について、山の観光業者も含め、里の皆さんとも真剣な議論が必要です。しっかりと検討材料や資料を示し、全町的な議論を巻き起こし、あるべき姿を確定した後に、計画に盛り込むべきではないでしょうか。

4点目、索道施設の老朽化は明らかですし、改善の緊急性は十分理解するものですが、急いで議会に説明を行い、町民の意見を聞いて、新たな計画を練り上げる時間があります。町長の真剣な取組を求めるものです。

5点目、業者からの報告書によると、白樺高原の観光客数は年間200万人、町内の事業所従業員数の4分の1は宿泊業・飲食サービス業であり、町の基幹産業であることは間違いがありません。この地域における経済波及効果は計り知れない大きさであるとの調査もあります。スキー場が存続することが必要なことは誰も認めるところですが、町がどの程度関与するのかは議論のあるところではないでしょうか。この期を捉えて真剣な議論をすべきと考えます。

以上、修正案に賛成し、原案に反対する理由は、ともかくも町民を交えて議論を尽くすべき、尽くした後に計画を立てるべきというものです。議員の皆さん、町民の皆さんのご賛同を心から期待するものです。

以上、賛成討論といたします。

議長（今井 清君） ほかに修正案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

本案に対する委員長の報告は修正可決です。この採決は起立によって行います。

初めに、委員会の修正案について採決します。

委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。起立多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席してください。起立多数です。したがって、議案第32号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についての修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第31 議案第33号 立科町町道路線の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで議案第33号についての討論を終わります。

これから、日程第31 議案第33号 立科町町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第32 諮問第1号

議長（今井 清君） 次に、日程第32 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が候補者について議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することになっております。このたび、人権擁護委員の笹井 隆氏が令和6年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

笹井氏は、昭和23年生まれで、平成27年より人権擁護委員を3期務められております。誠実温厚にして識見が高く、社会的信用も兼ね備えており、人権擁護委員としての要委員として誠に適任であり、再度推薦することについて議会の意見をお伺いするため、お諮りするものであります。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（今井 清君） これから、質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、本件について採決をします。この採決は起立によって行います。

本件は適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。全員起立です。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めました。

◎日程第33 同意第1号

議長（今井 清君） 次に、日程第33 同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の定員は、3名であります。選任の任期はそれぞれ異なっており、この3月末日をもって委員の立野裕紀氏が任期満了となります。立野氏は、平成30年度から2期6年、固定資産評価審査委員としてお務めを頂いておりますが、引き続き、立野氏を委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

立野氏は、昭和58年生まれ、土地家屋調査士を職業とし、土地家屋に関する専門家として知識及び経験が豊富であり、固定資産評価審査委員として適任でありますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

任期は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

ご審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今井 清君） これから、質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、本件について採決をします。この採決は起立によって行います。

本件について同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。全員起立です。したがって、同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに決定をいたしました。

◎日程第34 発委第1号

議長（今井 清君） 次に、日程第34 発委第1号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各委員会から申出のとおり、閉会中の調査をすることにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第35 選挙第1号

議長（今井 清君） 次に、日程第35 選挙第1号 立科町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることといたします。

次に、指名の方法についてお諮りします。指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名します。

初めに、選挙管理委員に村田文彦さん、長濱泰弘さん、宮澤善一さん、竹花三津夫さん、以上の4名を指名します。

お諮りします。ただいま指名した皆さんを選挙管理委員の当選人とすることにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました村田文彦さん、長濱泰弘さん、宮澤善一さん、竹花三津夫さんが選挙管理委員に当選をされました。

次に、選挙管理委員補充員に真瀬垣妙子さん、関 英一さん、中村 求さん、土屋久美さん、以上の4名を指名します。

お諮りします。ただいま指名した皆さんを選挙管理委員補充員の当選人とすることにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名いたしました4名が選挙管理委員補充員に当選をされました。

次に、補充員の補充順位についてお諮りします。補充員の補充順位は、ただいま指名した順序としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、補充員の補充順位は、補充順位1番に真瀬垣妙子さん、同2番に関 英一さん、同3番に中村 求さん、同4番に土屋久美さんと決定しました。

ここで暫時休憩とします。

（午後3時24分 休憩）

（午後4時00分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程にお手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第35号

議長（今井 清君） 追加日程第1 議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第35号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

- 1、契約の目的、令和5年度ホテルグランビュー蓼科（従業員寮他）解体撤去工事。
- 2、工事箇所は、立科町大字芦田八ヶ野976-2 外2筆。
- 3、契約の金額は、7,150万円。
- 4、契約の相手方は、立科町、株式会社小宮山土木。

本日提出、立科町長。

本案につきましては、令和4年度から女神湖畔の廃屋となったホテル棟を解体撤去しておりますが、今年度、既に予算の議決を頂いておりますホテル棟以外の残存する従業員寮等建物ほか構造物の解体撤去工事について、去る3月8日に指名競争入札を行い、その結果、株式会社小宮山土木が落札し、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により5,000万円以上の工事請負契約は議会の議決が必要であることから、本日上程するものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今井 清君） これから、本案についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。

これから、本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発議第1号

議長（今井 清君） 追加日程第2 発議第1号 政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書案の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。今井事務局長。

議会事務局長（今井一行君） それでは、意見書の朗読をいたします。裏面をお願いいたします。

政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書（案）でございます。

政治団体の政治資金の収支報告に関して、政治資金規正法は20万円を超える政治資金パーティの会費支払い者の氏名等を記載した政治資金収支報告書の提出を政治団体の会計責任者に義務付けている。

今般の派閥の政治資金パーティをめぐる問題では、政治資金収支報告書の記載に関し、会計責任者及び共謀が認められた国会議員が政治資金規正法違反で有罪となって

いる。

この問題については、国民の政治不信を招いており、国民に対する説明責任を果たすとともに、政治資金の透明化や再発防止が求められている。

よって立科町議会は、国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を高めるため、全容解明を求めると共に、政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記の通り、意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣でございます。

以上です。

議長（今井 清君） 本案について、提出者より趣旨説明を求めます。9番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） 政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり立科町議会会議規則14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出者、村田桂子。賛成者、芝間教男、小野沢常裕。

趣旨説明を行います。提案理由です、まず。

政治資金規正法は、政治団体の寄附に透明性を求め、20万円以上の収支について掲載することを求めています。今般明るみに出た政治資金収支報告書への不記載は、何年間にもわたり組織的に行われてきたと指摘されており、個人への還流が明らかにされず脱税の疑いも持たれています。税の負担感にあえぐ国民にとっては、看過できない問題です。よって政府において再発防止につながる実効的な法の改正を求める意見書を提出する、としました。

この間、政治倫理審査会では、疑惑議員の申し開きの質疑が行われていますが、いずれも「自分は知らなかった」、「秘書が」、「会計責任者が」と責任逃れに終始しています。いつから誰の指示で個人のキックバックが行われ、裏金として選挙などに使われたのではないかとの疑惑も晴れないままです。

国民は、毎年の確定申告で1円単位の領収書をつけ、その用途を明らかにすることを求められています。昨年10月からはインボイス制度も始まり、免税業者にも消費税が課税されるなどの重税感があります。よって、政治家への金の流れの全容を解明し、再発防止策を講ずることを求めるものであります。

また、このパーティー券というのは、形を変えた企業献金であると承知しています。企業団体献金の全面禁止が99年の政治資金規正法の改正で行われ、その後、パーティー券購入にシフトをされました。なんと2020年から2023年に不記載として訂正された額は約5億8,000万円だそうです。自民党の20年間で464億円にもなり、これが結局、

財界からの政策買収に使われたのではないかと疑われます。

法人税の減税もかつての30%から23.2%へと引き下がりました。消費税も5%から10%になり、また、裏金に原発マネーがあると言われておりますが、原発の再稼働も12基ということで、財界からの政権党への献金という形になるのではないかと考えております。

岸田内閣不支持率が8割を超えて、この高まる国民の政治不信を払拭するためには、全容を徹底解明して国民への説明責任を果たすこと、また、再発防止に向けて抜本的な対策を講ずることを求めるものです。

基本的には、企業団体からのパーティー券も含める全面的な禁止、個人献金に限るということを求めるものです。この点では、アメリカのまねをしてもいいんじゃないでしょうか、など雑駁な説明ですけれども、やはり今の状況が政治家のみ裏金に通じて様々なことに使われていても、その中身が全く明らかでない。国民は重税にあえいでいるのに、一人政治家だけはという国民の不信にもつながります。

ここ、何としても全容を解明しつつ、二度と再び起きないような抜本的な対策を求めるという意見書、ぜひ長野県議会でも上がりましたけれども、立科町議会でも上げていただきたいと提案をするものです。

以上、提案説明といたします。

議長（今井 清君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。今回の条文を、この文書を拝見いたしますと、まさしく長野県議会が提出したものと全く同文になっております。県議会が提出を既に行っているにもかかわらず、立科町議会からまた提出する、その理由は何でしょうか。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 立科町も県民でありますし、地方自治を担う議会であります。やはり議員全員に対して政治の透明性を高め、そして、住民の信頼感を勝ち取るというのが大変重要になっております。やはり全ての議員が襟を正して政治活動をするという点では、全ての自治体からこの問題についての関心を寄せて、こういう裏金づくりに走らないようにすると、地方議会が監視をするという意味もありますので、立科町議会からもぜひ上げてほしいと考えるものです。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。ここの条文の中に、「再発防止に必要な措置を講ずるよう強く要請する」とあるんですが、この再発防止に必要な措置というものが今回の意見書には付してありませんが、このあたりはなぜでしょうか。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） それぞれ再発防止に必要なことはどんなことかということは、それぞれ

見解があるかと思えます。

私たち日本共産党は、全面的な企業団体献金の禁止、パーティー券も含めてです、この立法措置が必要だということで、国会に本案を提出していますし、他の野党も賛成であるということのサインも得ております。その中身のこの抜け道をなくして、全面的な透明性を高めるためにはどうしたらいいかというのは、本当に抜本的な議論が必要ではないかと思えます。

もちろん有識者も含め、海外の例も含めて、しっかり研究をして、こういう政治と金にまつわる疑惑が吹き出さないようなことを考えるために、そこは、ぜひ議論をしていかななくてはいけないと。共産党は、そのことについては企業団体献金、パーティー券も含めた全面禁止の法案を提出しているところです。それぞれの各党が持ち寄って議論することが必要ではないかと考えるところです。いかがでしょうか。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、これから、討論を行います。

まず、原案に反対の議員の発言を許します。反対討論を行いますか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に賛成の議員の発言を許します。10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。このたび提出されました政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書の提出に対し、賛成の立場で討論します。

自由民主党の派閥の政治資金パーティーにおいて、多額のキックバックを受けながら収支報告書に記載せず行っていた問題で、国民の政治に対する信頼が大きく損なわれてしまいました。政倫審での国民への説明とともに、今後どう対応していくかは、自民党自身で考えるべきことです。

今回の意見書は、長野県議会が提出した意見書と同文ですが、立科町議会が提出する意見書には全議員が責任を持って臨みたいと思えます。

公明党は連立与党の立場から、今回の事案の再発防止として、政治改革ビジョン、政治資金規正法の改正案を1月に提出をしています。

改正案の主なものは、透明性の強化では、1、政治資金パーティーの支払い者の氏名の公表、2、入金方法の厳格化、3、政務活動費の用途公開の義務づけ、4、国会議員関係政治団体の収支報告書のデジタル化を促進し、誰もが閲覧できるようデータベース化を図ること、5、政治資金を監督する独立した第三者機関の設置の検討を行うこと、さらに罰則の強化として、虚偽記載等があった場合は、罰金刑に処す連座制の強化を行うことなどです。

このほかにも調査研究、広報、滞在費について、当選無効となった際の歳費返納について、分党、解党する際の政党交付金の扱いについてなど、改正案を提出していま

す。

必要な措置を盛り込んだ改正案に対し、岸田総理より、「公明党の提案も参考にしながら取り組んでいきたい」と答弁を受けております。

立科町議会が提出するならば、この意見書には、町議会として今後の動向を見届ける責任があります。このことをしっかり自覚し、意見書の提出に賛成討論といたします。

議長（今井 清君） ほかに討論はございますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書の提出については、原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和6年第1回立科町議会定例会を閉会とします。

理事者、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

（午後4時20分 閉会）